

# FLV・リーグ規程

## (チャンピオンシップシリーズ編)

### 第1章 競技規程

#### 第1節 競技会形式

##### 第1条【形式概要】

競技会形式は、レベル別の Division 制とし、競技力上位よりチャンピオンズ Division (以下「CHP」という。)、マスターズ Division (以下「MST」という。)、チャレンジャーズ Division (以下「CHL」という。)とする。

##### 第2条【チャンピオンズ Division】

リーグ戦・トーナメント戦形式を基本とする。参加クラブは CHP 昇格権、CHP 特別推薦権、CHP 在籍権を有するクラブで構成される。成績上位クラブには、成績順に次年度 CHP 在籍権が、成績下位クラブには次年度 MST 在籍権が其々付与される。

##### 第3条【マスターズ Division】

リーグ戦形式を基本とし、MST 昇格権、MST 推薦権、MST 在籍権を有するクラブで構成される。上位クラブには成績順に当該年度 CHP 昇格権もしくは次年度 MST 在籍権が付与される。

##### 第4条【チャレンジャーズ Division】

リーグ戦形式を基本とし、様々な地域で開催される。成績上位クラブには、当該年度 MST 昇格権が付与される。

#### 第2節 競技規則

##### 第5条【規則概要】

試合は原則として全て公益財団法人日本バレーボール協会 (以下「JVA」という。)の競技規則 (当該年度成人男子6人制及び女子6人制、女子9人制)に従って実施するものとする。ただし、一部 FLV 実行委員会が特別に定めた競技規則を適用することがある。

##### 第6条【試合規則】

(1) 25点制3セットマッチ形式

3セット目は15点マッチとする。なお全セット2点差以上つくまで行うものとする。主に MST 及び CHP で適用する。

(2) 25点制2セットマッチ形式

2セット打ち切りで行い、全セット25点で2点差以上つくまで行うものとする。主に CHL で適用する。

(3) 21点制2セットマッチ形式

2セット打ち切りで行い、全セット21点で2点差以上つくまで行うものとする。主に CHL で適用する。

##### 第7条【公式練習時間】

プロトコール後の公式練習は、当日1試合目となるクラブのある試合は全て合同10分とし、それ以外



は合同 5 分とする。なお、両チームの合意があれば個別に公式練習を行ってもよい。ただし、個別で行う際はこれを分割した時間で実施するものとする。

## 第 8 条【試合間の時間】

大会全体における試合間は原則 5 分とし、連続試合となるクラブのある場合には 10 分とする。なお抽選会等が間に入る場合にはこの限りではない。

## 第 9 条【順位決定方法】

### (1) 25 点制 3 セットマッチ形式の場合

リーグ戦における順位決定方法は、勝数、セット率、得点率の順に決定する。セット率は「勝セット数÷負セット数」、得点率は「総得点÷総失点」とし、小数点第二位以下は切り捨てる。なお、これらがすべて同値である際には直接対決で勝利したクラブを上位とする。

### (2) 25 点 2 セットマッチ形式及び 21 点 2 セットマッチ形式の場合

リーグ戦における順位決定方法は、勝ち点、セット率、得点率の順に決定する。勝ち点は、1 試合において 2 セット取得した場合には 3 点、1 セットのみ取得の場合には 1 点、セット取得なしの場合には 0 点とする。なお、セット率は上記同様とするが、得点率は、小数点以下切り捨ては行わない。

## 第 10 条【競技場】

サービス・ゾーン及びコート間プレイングエリアに十分なスペースを確保できる競技場とする。特にサービス・ゾーンに関してはエンド・ラインから壁までのエリアに一定以上の幅、コート間プレイングエリアに関しては、隣接する両コートサイド・ライン間に十分な幅が必要である。十分な幅が確保されない場合には、クラブベンチの位置はサービス・ゾーン後方まで下げるものとする。

## 第 11 条【大会遅刻】

各大会で提示された受付終了時刻を以て当日出場は締め切り、これまでに受付を終了できないクラブは原則として出場辞退とみなす。その際伴う競技形式変更等の措置はやむを得ないものとし、予め FLV 実行委員会が定めたリスクマネジメントを実行するものとする。なお、出場辞退となったクラブの大会登録料は原則として返還しないものとする。

## 第 12 条【試合遅延】

プロトコール開始時刻を過ぎてもクラブの選手が揃わない場合、規定の公式練習時間終了時刻までは待機するものとし、15 分を過ぎてもクラブが揃わない場合には 1 セット終了となり、20 分を過ぎた時点で試合中止措置を執行する。

## 第 13 条【試合中止・中断措置と決定】

試合中止・中断措置とは、一方のクラブの責に帰すべき事由により生じる事態のことを指す。主な事例としてはクラブの遅刻や辞退、怪我による試合続行不能等が挙げられる。その意思決定は、FLV 実行委員会が当該試合主審、会場審判長及びクラブ代表者と協議の上、リーグディレクターの承認を得た上で決定する。

## 第 14 条【試合中止及び中断に伴う敗戦措置】

帰責事由の場合、試合開始前であれば不戦勝（または不戦敗）とし、セットカウントは 2-0（または 0-2）とする。この場合、その試合の得失点はゼロとする。試合途中であれば、すでに完了したセットのスコアは反映させ、未完了のセットを不戦勝（または不戦敗）とする。「したがって 1 セット目をとつ



たチームが途中で棄権した場合その後のセットカウントは1-2とする。1セット目の得失点差は反映されるが2セット目以降の得失点は両チーム共にゼロとする。」

#### **第15条【不可抗力による競技会開催時間の遅延または不能・中断・中止】**

本競技会が悪天候、地震等の天災地変や政治・刑事等社会上の諸事、これらに準ずる、またはこれらに代わる不可抗力により開催時間の遅延または開催不能・中断・中止となった場合には、その競技方法及び勝敗決定方法はFLV実行委員会が決定する。またその際の大会登録料は原則として返還しないものとする。

#### **第16条【公式試合球】**

公式試合球は、JVA公認球でFLV実行委員会が指定したものを使用する。

#### **第17条【チャレンジャーズ Division における順位決定方法】**

CHLからMSTへの進出方法は、各決戦地の各プール上位2クラブとする。なお、すでにMST在籍権を持つクラブ等、最初からMST進出クラブに欠員が出ることが明確な場合は、当該決戦地各プールの3位クラブの中から上位2クラブのサドンデスマッチを行う場合がある。

### **第3節 ベンチ規定**

#### **第18条【ファミリー】**

選手・クラブスタッフに加えてファミリーのベンチ入りを許可する。ファミリーとは、選手の家族や応援者であり、まさにクラブにとっての家族同様の者達とする。

#### **第19条【ファミリー遵守事項】**

ファミリーは以下5つの要件を守らなければならない。

- (1) プレーの妨げにならない程度の人数であること。
- (2) 節度ある応援を元気に楽しく行うこと。
- (3) 裸足は禁止とし、屋内履物を必ず着用すること。但し服装は運動に適したものでなくてもよい。
- (4) 流れ球等で怪我を負った際の責任は各自で負うことを認識すること。
- (5) 指定のバッジを必ず着用すること

なお、(3)～(5)はクラブスタッフの遵守事項でもある。

### **第4節 ユニフォーム規定**

#### **第20条【クラブの義務】**

- (1) 選手は、クラブで統一されたユニフォームを上下で着用しなければならない。
- (2) ユニフォームには2桁以下の選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) ユニフォームに記載されるクラブ名が、あらかじめ登録されたクラブ名と明らかに異なる場合、そのユニフォームの使用は認められない。
- (4) リベロ・プレイヤーは、クラブの他の競技者と明確に判別できる対照的な色のユニフォームを着用しなければならない。

#### **第21条【型】**

国際バレーボール連盟（以下「FIVB」）の規程を原則とする。クラブ全員が同じスタイルのものを着用する。



## 第 22 条【スパッツ及びアンダーシャツ】

ハイネック等ユニフォームの下からスパッツ等が露出することは原則不可とする。審判がユニフォームの統一性を著しく乱すと判断し、指導をした場合には速やかにその指示に従わなければならない。

# 第 2 章 参加・登録規程

## 第 1 節 クラブ参加規定

### 第 23 条【大会参加資格】

(1) 高校生以上の男子または女子で構成されたクラブで、各 Division 参加資格を満たしたクラブ。

(2) バレーボールを全身全霊、全力で楽しめるバレーボールマンシップ溢れる紳士及び淑女なクラブであり、規定の登録料及び参加料を納付したクラブ。

(3) 実行委員会のカメラマン及び実行委員会が認めたカメラマンが撮影した写真・動画の権利については、実行委員会に帰属することを承認したクラブ。

### 第 24 条【チャレンジャーズ Division 参加資格】

フリーエントリー制とし、1 クラブにつき複数大会にエントリーすることが出来る。なお参加は全て応募先着順（選手登録及び入金完了時）により決定していくものとする。

### 第 25 条【マスターズ Division 参加資格】

(1) CHL 成績上位クラブ（昇格権）

(2) 昨年度実績により既に出場決定しているクラブ（在籍権）

(3) 第 35 条に準拠するクラブ（マスターズ Division 推薦出場権）

### 第 26 条【チャンピオンズ Division 参加資格】

(1) MST 成績上位クラブ（昇格権）

(2) 昨年度実績により既に出場決定しているクラブ（在籍権）

(3) 第 36 条に準拠するクラブ（チャンピオンズ Division 推薦出場権）

### 第 27 条【昇格権】

上位 Div へ昇格出場することのできる権利であり、下位の Division での成績上位クラブに付与される権利である。この権利付与対象となるクラブ数等に関する詳細規定は毎年の総参加クラブ数に応じてその都度決定される。なお、複数大会に参戦できる CHL において同一クラブが 2 大会以上で昇格権を獲得した場合には、先に獲得した権利をその権利とし、後に獲得した権利は FLV 実行委員会に返上するものとする。

### 第 28 条【在籍権】

各 Div に次年度在籍することのできる権利である。MST への在籍権は、MST 成績中位のクラブ及び CHP 成績下位のクラブに付与される。また CHP への在籍権は CHP 成績上位クラブに付与される。この権利付与対象となるクラブ数等に関する詳細規定は毎年の総参加クラブ数に応じて FLV 実行委員会がその都度決定するものとする。

### 第 29 条【マスターズ Division 推薦出場権】

① 首都圏広域（関東）における各統括競技団体の推薦を得て出場することのできる権利のこと。なお、



推薦の基準は、主に上記地域内を活動拠点とするクラブであり、当該年度に行われた競技会において、以下のいずれかの条件を満たしたクラブを対象とする。

- (1) 各都県競技団体主催の春季・秋季クラブカップ選手権大会あるいは実業団選手権大会におけるタイトルクラブであること。
- (2) 全日本6人制バレーボールクラブカップ男女選手権大会における決勝トーナメント進出以上の成績を有するクラブであること。
- (3) 新日本スポーツ連盟主催の全国6人制男子バレーボール競技大会（大会の名称は該当年度によって異なる）におけるベスト8以上の成績を有するクラブであること。
- (4) 新日本スポーツ連盟主催の全国6人制女子バレーボール競技大会（大会の名称は該当年度によって異なる）におけるベスト4以上の成績を有するクラブであること。
- (5) 全日本6人制バレーボール実業団選抜男女優勝大会の男子の部におけるベスト8以上の成績を有するクラブであること。
- (6) 全日本6人制バレーボール実業団選抜男女優勝大会の女子の部におけるベスト4以上の成績を有するクラブであること。
- (7) 上記同等の競技力を有する Nice Guy! Good Team! と、FLV 実行委員会が感銘を受け認定したクラブであること。

② FLV 実行委員会の推薦を得て出場することのできる権利のこと。

### 第30条【チャンピオンズ Division 推薦出場権】

① 首都圏広域（外における各統括競技団体の推薦を得て出場することのできる権利である。なお、推薦の基準は、主に上記地域内を活動拠点とするクラブであり、当該年度に行われた競技会において、以下のいずれかの条件を満たすクラブを対象とする。

- (1) 全日本6人制バレーボールクラブカップ男女選手権大会における決勝トーナメント進出以上の成績を有するクラブであること。
- (2) 天皇杯・皇后杯全日本選手権大会6人制男子バレーボール競技大会（男女）におけるベスト8以上の成績を有するクラブであること。
- (3) 全日本6人制バレーボール実業団選抜男女優勝大会の男子の部におけるベスト8以上の成績を有するクラブであること。
- (4) 全日本6人制バレーボール実業団選抜男女優勝大会の女子の部におけるベスト4以上の成績を有するクラブであること。
- (5) 上記同等の競技力を有する Nice Guy! Good Team! と FLV 実行委員会が感銘を受け認定したクラブであること。

② FLV 実行委員会の推薦を得て出場することのできる権利のこと。

### 第31条【権利の維持】

(1) 既に在籍権及び推薦出場権を有するクラブは、その権利を維持しつつ CHL にのみ参加することが認められる。ただし、MST への進出が決定した場合には、その権利は FLV 実行委員会に返還されるものとする。

(2) 在籍権及び推薦出場権を有するクラブがリーグ前後に関わらず解散をした場合には、その権利は全て FLV 実行委員会に返還されるものとする。



(3) 在籍権及び推薦出場権を有するクラブが当該リーグシーズンの登録完了後にクラブ名を変更することは原則として認めない。ただし、シーズン登録前にクラブ名変更を申し出た場合の認可如何は、事情聴取の上、FLV 実行委員会が一定の判定基準に照合して最終決定するものとする。

(4) 在籍権及び推薦出場権を有するクラブが上記(3)の内容を満たしクラブ名の変更を行った場合、次年度のクラブ名の再変更は認めないものとする。

### 第32条【権利の辞退】

#### (1) チャレンジャーズ Division

MST 昇格権を獲得したクラブが MST 出場辞退を申し出た場合、その権利は一度 FLV 実行委員会に返還するものとする。なお、MST 昇格権は当該年度のみ有効な権利であり、次年度には付与されないものとする。

#### (2) マスターズ Division

CHP 昇格権を獲得したクラブが CHP 出場辞退を申し出た場合、その権利は一度 FLV 実行委員会に返還するものとし、CHP 出場をかけた試合の結果のなかで最上位クラブにそれを付与する。また、辞退したクラブには次年度 MST 在籍権が付与される。なお、その MST 在籍権を付与されたクラブが、次年度 MST 出場辞退を申し出た場合、その権利は FLV 実行委員会に返還され失効するものとする。

#### (3) チャンピオンズ Division

各クラブが獲得した CHP 在籍権を次年度大会において行使するかどうかは各クラブの裁量に委ねるものとし、放棄する際には FLV 実行委員会に返還するものとする。

## 第2節 選手登録規定

### 第33条【クラブ構成】

1 クラブは、監督・コーチ・マネージャー各1名と有効に登録された選手14名の計17名位以内とする。ただし、選手は CHL では24名まで、MST 及び CHP では上限なく申し込むことができる。そして、6人制は試合毎にリベロプレーヤー2名を含む14名までを、9人制は12名までをエントリーすることができる。

### 第34条【登録の義務】

参加クラブは、この規定の定めるところにより、クラブ構成員を FLV 実行委員会に登録しなければならない。なお、登録は FLV 公式 WEB 上にて公開された時点で登録完了となる。

### 第35条【登録の方法】

登録は、各参加クラブにおいて、FLV 選手登録票に必要事項を記載し、定められた期日までに FLV 実行委員会に届け出るものとする。なお、登録の変更(追加・抹消)は第42条に準ずる。

### 第36条【重複登録】

選手の重複登録は原則禁止とし、選手登録は1 Divisionにつき1クラブとする。ただし、CHL は日程が異なれば複数クラブへの登録は可能とする。これを逸脱した形で、1人が2以上のクラブへ登録することは、一切認めない。

### 第37条【登録の変更】

(1) 参加クラブは、その登録構成員に追加・抹消等の変更がある場合は速やかに FLV 実行委員会に変



更届および正式な FLV 選手登録票を提出しなければならない。

(2) 追加・抹消の届け出は原則として大会当日 7 日前までに FLV 実行委員会に届け出なければならない。受理及び登録は FLV 公式 WEB 上にて公開された時点で完了となる。

### 第 38 条【登録規程の遵守】

偽名やなりすまし、重複登録、未登録者の参加等本大会の登録規程に違反する不当な登録が大会当日に発覚した場合には、その時点で当該選手の本年度登録は無効となり、その選手の本年度全ての大会への参加及びそれまで進行してきた所属クラブの実績は、違反の範囲内にて認められないものとなる。

これにより、クラブの人数が 6 人制は 6 人に、9 人制は 9 人に満たない事態に陥った場合にはクラブ全体が試合続行不能となり、試合中断の措置となる。変更の期限を過ぎた手続きも同様の扱いとし、登録選手の参加は認められないものとする。

## 第 3 章 審判規程

### 第 39 条【審判員（主審・副審）】

FLV 実行委員会は全試合の主審について JVA 公認審判資格を有する審判員を配置するよう努めるものとする。副審は原則として参加クラブが行うものとし、CHP では極力副審も公式資格を有する審判員を配置するものとする。

### 第 40 条【審判補助員（線審ほか）】

審判補助員は原則参加クラブで行うものとし、線審 4 名、記録 1 名、点示 1~2 名を常に参加クラブで分担して選出するものとする。なお、主審への申し出の上、セット間における交代に限って補助員の交代を認めるものとする。

### 第 41 条【会場審判長の選出】

FLV 実行委員会は事前に大会当日の公式審判員の中より、会場審判長を選出する。

### 第 42 条【会場審判長】

会場審判長は試合当日の審判責任者として、審判員確保、ローテーション管理及び重要なジャッジメントの決裁を担う。

## 第 4 章 改正

### 第 43 条【改正】

本規約が大会の運営及び競技実施に支障をきたすと FLV 実行委員会が判断した場合は、改正を行うものとし、改正に当たっては、FLV 実行委員会の競技部門会議発議に基づく統括会議の決議により、これを行う。

平成 22 年 11 月 14 日 認証完了

平成 23 年 10 月 18 日 認証完了

平成 23 年 11 月 29 日 認証完了

平成 24 年 11 月 13 日 認証完了

平成 25 年 11 月 7 日 認証完了

平成 27 年 10 月 17 日 認証完了

平成 27 年 10 月 12 日 認証完了



## 第5章 付則

### 第44条【実行委員会の過失への対処】

登録手続き上あるいは競技会運営上にて、実行委員会に明らかな過失が認められた場合には、実行委員会は誠心誠意を以て対処するものとする。一方で、不可抗力等必ずしも実行委員会の過失に限定されない複雑な状況時には、予め別途設置した第三者委員会に調査検証を委ね、その裁量を仰ぐ場合がある。